

建築・土木建設業の育成策は



鮫島春男議員

町内には、四十社前後の業者があるが、ここ一二年の間工事量金額の減少により、業者は大変苦勞されている。選定は、県の資格審査に基づいて合どうか。

県の審査結果を参考に格付け

町長 本町の指名業者は三十七社です。業者は、それぞれ建設業法の定めにより、県知事による経営事項の認定や経営状況の分析・客観的事項などについて資格審査を受け、その結果に基づき格付けされています。県内のほとんどの市町村では、審査機関を持っておりませんので、県の審査結果を参考に格付けしているようです。本町は、これを参考に施工能力、技術力、技術職員数、有資格者等を勘案して、町発注工事に関する業者格付けをしている。工事発注の際にはできる限り機会均等をはかっているが、工事金額や工事の難易度、工期等考慮して指名選考を行っている。

各クラスの上限は

鮫島議員 各クラスの上限が決まっているなら金額はいくらか。B・Cの業者は仕事の金額百万、五十万以下の仕事が多い。消防タンクを例にとると、二三年前までは、Cクラスの方が仕事を取っていると聞いているが、今年は上のクラスなっているが、そういう事か。また、仕事をさせてもらえなければ、いつまでもクラスは同じだが、同じ町内の業者が不公平の無いよう公平に指導すべきではないか。

標準金額の区分を変更

町長 本町の指名業者は、三十七社で、指名委員会では、格付け区分ごとに標準金額を定め、これに基づき指名業者を選定している。特別な理由があるときは、標準金額の区分を変更して対応する事もある。

上のクラスが落札した仕事は町内の業者活用を

鮫島議員 上位のクラスが落札した仕事、国、県、町工事等町内の業者を下請けとして使うように指導出来ないか。素人の目からみた場合、町外の業者が仕事をしている所を見ると残念でならない。今後、どのような指導をされるか明確に答えてほしい。この前、大崎中学校の電

気工事の件であります。地元業者でベンチャーは組めないかと質問しましたが、免許資格等で無理とのことだが詳しく示せ。

町内業者だけでは難しい面も

町長 公共工事においては、自社が落札した仕事を一括して他の業者に負わせる事は、禁じられている。部分下請けに関しては、それぞれ手持ちの工事量

や、雇用労務者の過不足、建設重機類の重複などに伴い、町内業者または町外業者を下請けとして活用している場合もあり、一方、逆のケースもあります。一律に下請業者は全て、町内業者でというのも難しい面がある。電気工事の場合、町内で許可の問題をクリアする業者はなく、郡内には、今回落札した志布志町の業者が一社だけです。出来るだけ、町内の業者を育成し、ベンチャー等で行われるよう指導する。

格付け別標準金額区分

土木一式		建築一式	
A1	500万円以上	木	A 500万円以上
A2	400万円以上 3,000万円未満		B 1,500万円 未満
B	300万円以上 2,000万円未満	非木	A 500万円以上
C	200万円以上 1,000万円未満		B 1,500万円 未満
D	200万円未満	造	